

議案第15号

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成31年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、九之坪児童館の移転及び地方自治法の規定に準拠するよう関係条文の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第16条を第18条とし、第7条から第15条までを2条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の2条を加える。

（休館日）

第7条 児童館の休館日は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（開館時間）

第8条 児童館の開館時間は、別表第3のとおりとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

別表第1 北名古屋市九之坪児童館の項中「北名古屋市九之坪北美田39番地」を「北名古屋市九之坪市場21番地」に改める。

別表第2中「第10条関係」を「第12条関係」に改め、同表を別表第4とし、別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第7条関係）

名称	休館日
北名古屋市児童センターきらり	(1) 第3日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
北名古屋市六ツ師児童館	(1) 日曜日
北名古屋市鹿田児童館	(2) 休日
北名古屋市久地野児童館	(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

北名古屋市熊之庄児童館 北名古屋市井瀬木児童館 北名古屋市九之坪児童館 北名古屋市宇福寺児童館 北名古屋市鍛冶ヶ一色児童館 北名古屋市沖村児童館	日まで
---	-----

別表第3（第8条関係）

名称	開館時間
北名古屋市児童センターきらり	(1) 月曜日から土曜日まで 午前9時30分から午後9時まで (2) 日曜日 午前9時30分から午後6時30分まで
北名古屋市六ツ師児童館 北名古屋市鹿田児童館 北名古屋市久地野児童館 北名古屋市熊之庄児童館 北名古屋市井瀬木児童館 北名古屋市九之坪児童館 北名古屋市宇福寺児童館 北名古屋市鍛冶ヶ一色児童館 北名古屋市沖村児童館	午前9時30分から午後6時まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成31年4月10日から施行する。